

資料5 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例及び施行規則の要約

◎この条例において8,000円という金額は、保存樹木1本または1株に対して交付される助成金（奨励補助金）です。この助成金は、保存樹木等の保全にかかわる費用の一部を支援するために提供されており、町民や事業者が特定の樹木を適切に保護し、維持することを促進する目的があります。具体的には、保存樹木の枯損防止やその他の保全活動に役立てられることが期待されています。

「寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の要約

目的

この条例は、寒川町の環境基本条例に基づき、町の緑を保全し、緑化を推進することで、町民が健康で快適な生活を送れる住みよい町を作ることを目的としています。

町長の責務

町長は、緑化の推進に関連して次の施策を実施する責任があります。

- ・公共施設や家庭、工場、事業所の緑化。
- ・樹木及び樹林の保全。
- ・緑化に関する思想の普及。
- ・その他必要な事項。

町民及び事業者の責務

町民や事業者は、緑化の推進に努め、町長の施策に協力することが求められます。

保存樹木の指定

町長は、必要に応じて保存樹木を指定することができ、指定には所有者の同意が必要です。文化財保護法の指定を受けた樹木や、森林法により指定された保安林に関連する樹木は対象外です。

助成

町長は、保存樹木の保全に必要な助成を行い、所有者に対して保全に関する指導や助言を行います。

「寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則」の要約

趣旨

この規則は、寒川町の緑の保全及び緑化に関する条例に基づき、条例の施行に必要な事項を定めます。

保存樹木等の指定基準

保存樹木等を指定する基準は以下の通りです。

- ・ 樹木の密集地域が 300 平方メートル以上。
- ・ 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上。
- ・ 高さ 10 メートル以上、かつ幹の周囲が 1.2 メートル以上。
- ・ 高さ 3 メートル以上の株立ち樹木。
- ・ その他特に町長が認めたもの。 指定期間は 5 年以上とします。

保存樹木等の指定手続

保存樹木等指定依頼書により所有者に通知し、同意を得た場合は指定通知書を送付します。また、所有者が指定を希望する場合は、指定申請書を提出する必要がある、町長は審査後に結果を通知します。

標識の設置

指定した保存樹木等には、区分や指定番号、指定年月日等を記載した標識を設置し、無断での移動や損壊は不可とします。

保全義務

所有者は保存樹木等の保全に努めなければならない、町民や事業者はその保全に協力します。

所有者等の変更及び保存樹木等の変更通知

所有者の氏名や住所変更、保存樹木等の滅失や枯死などの場合は遅滞なく町長に届け出る義務があります。また、保存樹木等の伐採や移植、譲渡をしようとするときは、あらかじめ町長に届け出る義務があります。

保存樹木等の指定解除

保存樹木等が滅失や枯死、または公益上の特別な理由があるときなどは、町長は指定を解除しなければなりません。

助成

保存樹木等に対する助成金は、1 本につき 8,000 円で、樹林に対しては固定資産税相当額と土地面積に応じた金額が支給されます。

助成金の申請及び交付決定

助成金の交付を受けるには申請書を町長に提出し、適正と認められれば交付されます。交付は毎年 3 月に行われます。

台帳の作成

町長は保存樹木等に関する台帳を作成し、変更があれば速やかに訂正しなければなりません。

改正

平成13年3月28日条例第12号

平成17年3月28日条例第9号

平成22年3月23日条例第16号

令和3年3月30日条例第5号

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、寒川町環境基本条例（平成13年寒川町条例第12号）の本旨を達成するため、本町の緑の保全及び緑化の推進を図ることにより、町民が健康で快適な生活を営むことのできる住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(町長の責務)

第2条 町長は、緑の保全及び緑化の推進（以下「緑化の推進等」という。）のため次の各号に掲げる事項に関し必要な施策を実施するものとする。

- (1) 公共施設、家庭、工場及び事業所の緑化に関すること。
- (2) 樹木及び樹林（以下「樹木等」という。）の保全に関すること。
- (3) 緑化の思想普及に関すること。
- (4) 前各号のほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(町民等の責務)

第3条 町民及び事業者（町内に工場若しくは事業場を設置し、又は事業活動を行う者をいう。）は、緑化の推進等に自ら努めるとともに、町長が実施する施策に協力しなければならない。

(保存樹木等の指定)

第4条 町長は、町民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するために必要があると認めるときは、規則に定める基準に該当する樹木等を保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 前項の指定をするときは、あらかじめその旨を当該保存樹木等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知し、その同意を得なければならない。

3 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木等
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木等
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等で前2号に掲げるもの以外のもの

(助成)

第5条 町長は、保存樹木等の保全に必要な助成を行うものとする。

2 町長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他の保全に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

改正

平成10年 2 月 6 日規則第 2 号

平成12年 3 月27日規則第 5 号

平成19年 3 月30日規則第13号

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成 5 年寒川町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存樹木等の指定基準)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により、規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 樹木の密集している土地の面積が300平方メートル以上であること。
- (2) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (3) 高さが10メートル以上で、かつ、幹の周囲が1.2メートル以上であること。
- (4) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
- (5) その他特に町長が認めたもの

2 保存樹木等として指定する場合、その期間は、5 年以上とする。

(保存樹木等の指定の手続)

第 3 条 町長は、条例第 4 条第 2 項の規定により寒川町保存樹木等指定依頼書（第 1 号様式）により所有者等に通知し、所有者等が同意した場合は、寒川町保存樹木等指定同意書（第 2 号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により所有者等から同意を得たときは、寒川町保存樹木等指定通知書（第 3 号様式）により所有者等に通知するものとする。

3 保存樹木等の指定を受けようとする者は、寒川町保存樹木等指定申請書（第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容を審査し、現地の確認を行い、その適否を決定し、寒川町保存樹木等指定通知書により通知するものとする。

(標識の設置)

第 4 条 町長は、条例第 4 条第 1 項の規定により、保存樹木等の指定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した標識を公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

- (1) 保存樹木等の区分
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 指定者名
- (5) その他町長が必要と認めた事項

2 何人も前項の規定により設置された標識を、町長の承認を得ずに移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

(保全義務)

第 5 条 所有者等は、条例第 4 条第 1 項の規定により指定された保存樹木等について、枯損の防止その他その保全に努めなければならない。

2 町民（旅行者その他外来者を含む。）及び事業者（町内に工場若しくは事業場を設置し、又は事業活動を行う者をいう。）は、樹木等が大切に保全されるよう協力しなければならない。

(所有者等の変更の場合の届出)

第 6 条 所有者等が、氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、所有者等又はその相続人は、寒川町保存樹木等所有者等変更届（第 5 号様式）を遅滞なく、町長に届け出なければならない。

(保存樹木等の変更の場合の届出)

第 7 条 所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 所有者等は、保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。
- 3 所有者等は、前2項の規定により届出をしようとするときは、寒川町保存樹木等指定変更届（第6号様式）により町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、前項に規定する寒川町保存樹木等指定変更届を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、指定の変更をすることができる。

（保存樹木等の指定の解除）

第8条 町長は、条例第4条第1項の規定により指定した保存樹木等が滅失若しくは枯死したとき又は公益上の理由その他特別な理由があるときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により指定を解除するときは、寒川町保存樹木等指定解除通知書（第7号様式）により所有者等に通知するものとする。

（助成）

第9条 条例第5条に規定する保存樹木等の保全に関し必要な助成（以下「奨励補助金」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木については、1本又は1株につき8,000円とする。
 - (2) 保存樹林については、当該樹林に課税される固定資産税及び都市計画税に相当する額と、樹林の存する土地の面積1平方メートルにつき10円を合算した額とする。
- 2 年度途中で指定したとき、指定の期間が満了したとき又は指定を解除したときの奨励補助金の額は、月額（1月未満の端数があるときは、1月とする。）として計算して得た額とする。

（奨励補助金の申請）

第10条 前条の規定により奨励補助金の交付を受けようとする者は、寒川町保存樹木等奨励補助金交付申請書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（奨励補助金の交付決定）

第11条 町長は、前条に規定する申請があつた場合は、内容を審査し、適当と認められたときは、寒川町保存樹木等奨励補助金交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（奨励補助金の交付時期）

第12条 奨励補助金の交付の時期は、毎年3月とする。ただし、年度途中で指定の時期が満了したとき又は指定を解除したときは、申請に基づき、そのつど交付する。

（奨励補助金の返還等）

第13条 町長は、偽りその他の不正な手段により奨励補助金の交付を受けようとし、又は受けた者に対し、奨励補助金の交付を取り消し、又は既に交付した奨励補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（台帳）

第14条 町長は、保存樹木等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項に規定する台帳は、調書、位置図及び公図又は現況平面図をもつて組織する。
- 3 調書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 指定年月日及び指定番号
 - (2) 所在地
 - (3) 所有者等の住所及び氏名
 - (4) 保存樹木については、樹種並びに幹の周囲及び高さ
 - (5) 保存樹林については、主要な樹種及び土地面積
 - (6) その他町長が必要と認めた事項
- 4 調書、位置図及び公図又は現況平面図の記載事項に変更があつたときは、町長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月27日規則第 5 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（残存用紙の使用）

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、
所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第13号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。